

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成16年12月24日（平成16年（行情）諮問第723号）

答申日：平成17年4月28日（平成17年度（行情）答申第55号）

事件名：特定個人に係る明治五年式戸籍の不開示決定（行政文書非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定個人に係る明治五年式戸籍（以下「本件対象文書」という。）につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」又は「法」という。）の適用を受ける行政文書には該当しないことを理由に不開示とした決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成16年12月3日付け庶第344号により仙台法務局長（以下「処分庁」という。）が行った本件決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

戸籍謄本も持参して、明治五年式戸籍（壬申戸籍）の閲覧を申し出たところ、昭和43年3月29日付け民事甲第777号通達を根拠に拒否された。

本閲覧の目的は、審査請求人の祖父母・曾祖父母等のことを知るためのものである。全く関係のない他人の戸籍の閲覧ならいざ知らず、自分の先祖に関する閲覧まで拒否されることは全く不可解の一語に尽きる。

よって本件決定の取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書の性質

本件開示請求に係る文書は、明治4年4月4日太政官布告により公布された戸籍法（明治5年2月1日施行）に基づき作成された戸籍（いわゆる壬申戸籍。）である。

明治五年式戸籍には、明治4年8月に廃止された賤称が誤って記載されているものもあり、人権侵害の問題を生ずるおそれがあったところ、明治五年式戸籍は、その後改製されて、改製原戸籍として市町村において保存され、保存期間が経過した後、廃棄処分されたが、市町村においては、こ

れを閲覧に供していたところがあったため、社会問題となった。

このため、法務省は、昭和43年、賤称等の記載の有無にかかわらず、明治五年式戸籍の閲覧を一切許さないものとする取扱いとした上、法的な廃棄手続を経たものは、法務局若しくは地方法務局又は市町村において嚴重に包装封印して保管するよう指示をした（昭和43年3月29日付け民事甲第777号民事局長通達）。

本件対象文書も、昭和59年12月、仙台市役所から移管された後、仙台北法務局民事行政部戸籍課書庫内に包装封印された上で保管されている。

2 審査請求の経緯

処分庁は、法による開示の対象となる行政文書は、行政機関の職員が組織的に用いるものとして行政機関が保有しているものであることを要するところ、本件対象文書は、これに該当しないとして、本件決定をした。

これに対して、審査請求人は、自己の親族に関する情報の開示を拒否されることは不可解であるとして、不服申立てに及んだものである。

3 処分庁の判断の妥当性

本件対象文書は、何人もその記録に接することができないよう嚴重な包装封印の下に保管されているが、これは、遠い将来における学術資料となり得るものとして保管されているのであって、現在においてはもちろん、近い将来においても、これを開封開示して他の目的で利用することは考えられない。

したがって、処分庁の判断のとおり、行政機関の職員が組織的に用いるものとして行政機関が保有しているものではないことから、法による開示の対象となる行政文書には該当しない。

なお、過去の同様の事案について、情報公開審査会から同様の判断が示されている（平成13年度（行情）答申第8号）。

4 結論

したがって、処分庁がした本件決定は適法である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成16年12月24日	諮問の受理
同日	諮問庁から理由説明書を收受
平成17年1月19日	審査請求人から意見書を收受
同年3月2日	審議
同年4月19日	審議
同年4月26日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 明治五年式戸籍の性質、本件対象文書の保管状況等について

明治五年式戸籍には、族称に係る記載があるほか、犯罪歴や、一部には誤って賤称まで記載されているものもあると言われており、これが公にされた場合には、今日なお人権侵害の問題を生じるおそれがあるものと認められる。

また、同戸籍は、明治31年戸籍法等の規定による改製によって、改製原戸籍となり、あるいは除籍に移行した後、戸籍として必要な保存期間が経過したため、各市町村において法的な廃棄手続が取られ、それによって、戸籍本来の公証機能や役割は、既に喪失したものと認められる。

このように、法的な廃棄手続が取られながら、物理的な廃棄処分が行われなかったのは、遠い将来において明治五年式戸籍の記載内容が当時の社会経済情勢を反映する重要な歴史的資料として学術資料となり得るものであり、閲覧禁止等の人権侵害を防止するための措置の徹底を求めつつ物理的な廃棄処分には反対する旨の強い社会的な要請があったことによるものと認められる。

こうした社会的背景を踏まえ、法務省は、廃棄手続の取られた同戸籍については、賤称等の記載の有無にかかわらず、法務局若しくは地方法務局又は市町村において何人もこれを閲読できないよう厳重に包装封印して保管するよう指示しており（昭和43年3月29日付け民事甲第777号民事局長通達）、以後、この取扱いが徹底されている。

本件対象文書についても、昭和59年12月、仙台市役所から移管された後、仙台法務局民事行政部戸籍課書庫内に包装封印されたままの状態であり、今日まで保管されているものであり、同法務局の業務のために利用された事実はないことが認められる。

また、民事局長の通達によるこの措置は、その法的根拠は必ずしも明確とは言えないが、将来における歴史的資料となり得るものとして保管すべき適切な場所（機関）が他に見当たらないところから、法務省が戸籍に関する行政を所管していることにかんがみ、応急の措置として採られたものと言うことができる。

2 行政文書該当性について

情報公開法による開示請求の対象となる行政文書については、法2条2項により、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」と定義されている。

本件対象文書については、既に法的な廃棄手続が取られ、戸籍本来の公証機能やその役割を喪失していることが認められるものの、仙台法務局は、遠い将来における歴史的資料となり得る可能性があることから、上記通達に従い、これを保管しているのであるから、本件対象文書の保管自体が、

同通達に基づく同法務局の業務として行われているものであることは否定できない。しかしながら、本件対象文書は、同法務局の職員を含め、何人も、その記載された情報に接することができないよう、厳重な包装封印の下に保管されているものであること、既に20年以上の間にわたり、戸籍事務その他の仙台北法務局の業務のために利用された事実がないばかりか、およそ何人の利用にも供された事実がないこと、さらに、今後も、本件対象文書が同法務局の業務に必要な文書として利用される可能性は全くない上、近い将来においてこれを開封開示し他の利用に供することは想定されず、引き続き何人の目にも触れないよう厳封保管をすべき状況にあることが認められる。

以上のような本件対象文書及びその保管状況等の特殊性を考慮すれば、本件対象文書は、同法務局においてその業務に用いる文書として保有しているものとは言えず、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有している」文書には当たらないものと認められ、情報公開法に基づき、同文書の開示を求める審査請求人の主張は、採用することはできない。

本件の審議の過程においては、本件対象文書を行政機関たる法務局が組織的に保管している以上、行政文書として法5条各号の適用を検討すべきではないか、あるいは、行政文書として取り扱われることが適当ではなく、かつ、歴史的資料としての見地から廃棄することも適当ではないと認められるならば、国立公文書館への移管を検討すべきではないかとの問題が提起された。しかし、本件対象文書を、将来はともかく、今直ちに、一般の利用可能性を前提とした上記の歴史的資料とすることは困難であり、また、行政文書非該当性を安易に認めるべきでないことはもちろんであるが、上記のような本件対象文書及びその保管状況等の特殊性を考慮すると、本件については、行政文書非該当とするのが最も適当であるとの結論に達した。

3 本件決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、法2条2項に規定する行政文書に該当しないとして不開示とした本件決定については、本件対象文書は行政文書に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 矢崎秀一、委員 宇賀克也、委員 吉岡睦子